

【相談内容】

No107.新技術の定義等について

○国の新技術の定義について

○旧NETIS登録技術を新技術として取り扱えるか？

○【新技術導入の手引き】に記載のある「既に普及している従来技術でも課題が解決されれば新技術の導入といえる」とは、どのような場合のことなのか？

【助言内容】

○「新技術等を活用する事業を優先的に支援」の「新技術等の定義」については、明確な定義はない。

○九州地方整備局において実務的には以下のように取り扱っている。

《九地整での取扱い》

○活用による「費用の縮減」または「事業の効率化」を定量的に説明できる（その根拠を提示できる）技術

※カタログ、設計業務の比較表等で〇〇円（割合でもよい）の費用削減や、△△日間（割合でもよい）の工期短縮等を示すことが必要

○また、具体的な技術について「新技術等を活用する事業を優先的に支援」の「新技術等」に該当するか否かの判断に迷った場合は、道路部地域道路課に確認することができる。